

# 千葉県東上総児童相談所 第三者評価結果報告書

|  |                  |
|--|------------------|
| 種別   | 児童相談所            |
| ①第三者評価機関名  |                  |
| 一般社団法人Riccolab.  |                  |
| ②施設名等  |                  |
| 名称:  | 千葉県東上総児童相談所      |
| 施設長氏名:   | 青木 聡美            |
| ③評価日程  |                  |
| 利用者調査:   | 2023年10月中旬～11月上旬 |
| 自己評価:  | 2023年10月中旬～11月上旬 |
| 訪問調査:  | 2023年12月26日(火)   |
| ④総評  |                  |
| <p><b>【良い点】</b><br/>         ○「子どもの声や考えを必ず確認しながら、一人ひとりの最善の利益につながる援助方針の決定に努めている」<br/>         それぞれの子どもに適した援助方針となるために、会議では必ず、子どもの声や考えを担当者が事前に把握して報告するとともに、子どもを取り巻く状況を丁寧に確認したうえで、協議・決定している。また、他の場面でも、保護者とは別に子どもの話を聴く機会を持ったり、必要に応じて弁護士との面談する機会を用意する等により、意向の把握に努めている。</p>   |                  |
| <p><b>【良い点】</b><br/>         ○「広域な地域を担う中で、管対協を計画・開催し、ネットワーク構築による支援力向上と連携強化を図っている」<br/>         6市10町1村と広域な地域を担当しているが、市町村の支援力に差異があり、要対協実務者会議が効果的に運営できるよう出向いて助言をする等で、丁寧に対応することを心がけている。日常的には児童相談員が市町村からの相談に対応して、市町村支援に力を入れている。また、管内の市町村、警察等の関係機関が参加する管対協（管内市町村等児童虐待対応連絡協議会）を計画・開催し、ネットワーク構築による支援力向上と連携強化を図っている。さらに、各市町村の規模が小さいため、児童家庭支援センターや中核地域支援センターを活用した連携の仕組み作りを図っていきたいとしている。</p> |                  |
| <p><b>【更なる改善点】</b><br/>         ●「人材育成のしくみをさらに強化し、着実な育成につなげていくことが期待される」<br/>         全体として勤務経験年数が浅い職員が多い状況の中で、職員一人ひとりの育成計画を定め、年間を通して進捗管理しながら業務習得を目指したり、グループリーダー等、職員育成に専念できる立場の職員の配置が少ない状況がうかがえる。今後、それぞれについて整備を進めることで、人材育成体制を強化し、着実な育成につなげていくことが期待される。</p>  |                  |
| <p><b>【更なる改善点】</b><br/>         ●「施設入所後の定期的な援助方針の見直しや家庭養護のさらなる推進に向けて、基盤の強化を図っていくことが望まれる」<br/>         施設入所した子どもの定期的な援助方針の見直しや訪問等は、緊急ケース等が優先となり手が回らない状況である。親子関係再構築と家庭復帰調整のために、施設担当児童福祉司及び家庭支援専門相談員等の配置に期待したい。なお、主に施設養護に頼っており、家庭養護を推進する取り組みが弱い状況がうかがえる。家庭養護の里親支援は、フォスターリング機関と連携して対応し、里親を増やす広報・啓発活動等も実施しているが、里親対応専門員の配置等で体制を強化し、さらに促進していくことが望まれる。</p>                                 |                  |

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

こどもの安全確認を最優先に業務に取り組んできているが、職員個人及び組織として改めて業務を振り返ることができ、良い点、改善点を多角的な視点でとらえる機会となった。業務の多忙さはあるものの、今後のより良い組織対応を検討、構築するポイントの整理ができた。

一方、今後のより良い業務運営については、ソフト面、ハード面を含め、児童相談所と県主務課が引き続き協力し、対応していく必要性を強く感じた。

実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

s：他一時保護所が、参考にできるような取組みが行われている状態

a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b：「a」に向けた取組みの余地がある状態

c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

⑥第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（65項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか   | a           |
| [No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている   | ○           |
| [No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている  | ○           |
| [No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 子どもへの説明資料として、一時保護児童用や里親用、施設用のものを用意して、それぞれ担当職員が説明している。また、大きな文字の資料を用意する等、子どもの特性に応じて、子ども自身にとって分かりやすい方法を予め検討し、工夫しながら説明している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか  | b           |
| [No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している  | ○           |
| [No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている  | ○           |
| [No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている  | △           |
| [No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えているか  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 「大切なお知らせ」や権利ノートについて、子どもの年齢に応じたものを用意して説明している。また、判定前に弁護士と面接する機会を用意している。一方で、在宅児童のアドボカシーのあり方や具体的な方法については、課題として認識しているため、今後、確立していくことが期待される。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか   | b           |
| [No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている  | △           |
| [No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている   | ○           |
| [No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 子どもの意向や意見を確認する際には、職員側が会話を誘導するのではなく、「子どもは何と言っているのか」の視点を重視し、必ず、子ども本人の考えを把握する姿勢で取り組んでいる。なお、子どもが不服とした場合に、行政不服審査請求へつなげる判断等、一連のフローまでは明確化されていない。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか   | a           |
| [No. 11]必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている   | ○           |
| [No. 12]子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している   | ○           |
| [No. 13]子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている   | ○           |
| [No. 14]子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている  | △           |
| 【コメント】  |             |
| 援助方針会議等では、保護者や関係機関等の意向とともに、子どもの意向も必ず報告しながら検討することで、子どもの最善の利益を考慮した決定となるように努めている。結果として、児童福祉審議会にあげる事例がない状況となっている。 |             |

## 評価項目（4項目）Ⅱ 児童相談所の組織

### ○組織体制

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか   | b           |
| [No. 15] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるよう工夫している  | ○           |
| [No. 16] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている   | △           |
| [No. 17] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている  | ○           |
| [No. 18] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 児童相談所の機能が十分発揮できるように、令和4年度から管対協を設置する等、体制の強化を図ってきている。また、事例に応じて、弁護士や医師等からの助言が得られる県のアドバイザー制度を活用している。ただし、相談件数が多い傾向にある中、職員数が不足しているため、引き続き、現状に見合う人員の確保に努めていくことが期待される。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか   | b           |
| [No. 19] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている  | ○           |
| [No. 20] 組織的な判断や対応が行われている   | △           |
| [No. 21] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている   | ○           |
| [No. 22] 職員間での情報共有が図られている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 児童相談所内の組織体制が明確になっている他、それぞれの役職や担当に応じた具体的な業務内容や手順に基づく職務遂行に努めている。ただし、スーパーバイズ機能等を担うグループリーダーが他の役職を兼務している状況や、該当する職員が少ない状況の中で、緊急対応が入る場面で苦慮する場面がみられている。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目7】 職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか   | b           |
| [No. 23] 適正な就業状況が確保されている   | △           |
| [No. 24] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている   | ○           |
| [No. 25] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 時間外勤務とならないように働きかけたり、メンター制度やブラザーシスター制度の導入等で、働きやすい職場作りに取り組んでいる。なお、記録業務が多い中で、ペーパーレス化が進んでいないため、今後、データによる情報管理を促進していくことが期待される。 |             |

| ○職員の資質向上・業務改善  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか  | a           |
| [No. 26]業務改善を行う仕組みがある  | ○           |
| [No. 27]業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている   | ○           |
| [No. 28]設置自治体による監査等が定期的に行われている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 業務の効率化に向けて、クラウドを導入したことで職員間の情報共有が一層スムーズとなり、有効に機能している。また、県内の児童相談所の先進的な取り組み等を共有する会議も定期開催される中で、プロジェクトチームやワーキングを発足し、具体的な業務改善策等が検討されている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか  | a           |
| [No. 29]児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている  | ○           |
| [No. 30]ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる  | ○           |
| [No. 31]職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある   | ○           |
| [No. 32]児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 課内会議で学びの機会を用意する等、年間を通して専門性向上を図る機会を確保するとともに、外部研修で得た知識や技術を共有するため、資料等を回覧したり、伝達研修を開催して職員全体の学びにつながるように取り組んでいる。 |             |

| ○情報管理に関する事項  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか  | b           |
| [No. 33]情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている  | ○           |
| [No. 34]個人情報の保護・管理が適切に行われている   | △           |
| 【コメント】   |             |
| 個人情報が含まれる資料が膨大で、かつ、バックナンバーも含めて再び活用する場合もあるため、事務所内にある書庫の入口は開放された中で業務を遂行している。事務所に部外者が立ち入らない管理方法で進めているが、今後は、書庫の入口に施錠できる扉を設置したり、事務所に鍵付きのキャビネットを用意する等で、事務所内で個人情報が管理できる方法へ移行していくことが期待される。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか  | a           |
| [No. 35] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である  | ○           |
| [No. 36] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている  | ○           |
| [No. 37] 児童記録票について、所内での決裁を得ている  | ○           |
| [No. 38] 児童記録票は必要な期間保管されている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 児童記録票の作成手順や管理方法が明確となっており、日々、子どもの経過等の情報を蓄積している。データ化された情報について、パソコンを外部に持ち出す場合のルールを決め、チェックリストの提出等を義務付けて紛失を防止している。 |             |

| ○児童虐待や児童相談所の業務に関する広報活動について   | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目12】 児童虐待や児童相談所の業務に関する地域の知識や理解を高めるための広報活動を計画的に実施しているか  | a           |
| [No. 39] 児童虐待や児童相談所に対する地域の理解促進のための取り組みを行っている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 管対協が設置されたことに伴い、児童相談所に対する地域の理解促進に向けた取り組みの充実が図られてきている。他にも、民生委員や教員向けの研修で児童相談所の役割や機能、実際等を説明する場面もあり、依頼があれば引き受けながら進めている。 |             |

### 評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

| ○通告・相談対応   | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目13】 相談・通告の受付体制が確保されているか   | a           |
| [No. 40] 適切な相談受付の体制が確保されている  | ○           |
| [No. 41] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| さまざまな相談に対応できるように、車イスを利用している場合は1階の面接室で行ったり、筆談での対応、さらには日本語を母国語としない場合に応じられるように、通訳の業務委託により、5か国語まで対応できる体制を構築している。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目14】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか   | a           |
| [No. 42] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている  | ○           |
| [No. 43] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている   | ○           |
| [No. 44] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 相談者や通告者からの情報収集のしくみが確立されており、それぞれ記録に残している。特に、虐待関連の場合については、対応マニュアルを参照しつつ、担当者が変わっても標準的なプロセスを踏むことで適切な対応となるように取り組んでいる。 |             |

| ○受理  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目15】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか   | a           |
| [No. 45] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている  | ○           |
| [No. 46] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている   | ○           |
| [No. 47] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている  | ○           |
| [No. 48] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている                                      | ○           |
| [No. 49] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 受理会議では、子ども虐待対応マニュアル等に基づく適切な対応に努めている。なお、管轄が17市町村に及ぶため、各市町村でそれぞれ安全確認が取れるしくみ作りが期待される。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目16】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか  | a           |
| [No. 50] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 受理したケースのうち、既存のマニュアルに加えて「夜間土日休日の虐待等通告・身柄付児童通告等に関する対応」や、「緊急連絡電話当番表および電話当番対応フロー」等のしくみを整え、迅速かつ適切な対応がとれるように整えている。 |             |

| ○子どもの安全確認・安全確保   | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目17】 子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか  | a           |
| [No. 51] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている   | ○           |
| [No. 52] 目視による安全確認が実施されている   | ○           |
| [No. 53] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている   | ○           |
| [No. 54] 安全確認が適切な体制で実施されている  | ○           |
| [No. 55] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている  | ○           |
| [No. 56] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている  | ○           |
| 【コメント】<br>子どもの生命を最優先した行動がとれるように、受理した時点で安全確認できない場合には、48時間を設定して取り組んでいる。それ以降は安全確認会議を開催して対応方法を検討・決定している。なお、各市町村と児童相談所との役割分担や連絡方法の確立が期待される。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目18】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか   | a           |
| [No. 57] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている  | ○           |
| 【コメント】<br>一時保護の要否については、緊急度アセスメントシートやリスクアセスメントシートに基づき、状況把握に努め取り組んでいる。また、チャットツールの活用が、迅速な情報収集や職員間での情報共有に有効に機能している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目19】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか   | a           |
| [No. 58] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている  | ○           |
| 【コメント】<br>子どもの安全確認・安全確保が記録を通して把握できるように、相談支援システム内に、日時や安全確認者を記載するしくみが整備されている。今後、紙媒体による情報管理から、データによる管理に向けて検討し、効率化を図っていきたいと考えている。 |             |

| ○調査・アセスメント                     | 第三者<br>評価結果 |
|--------------------------------|-------------|
| 【評価項目20】 アセスメントに必要な調査が行えているか   | a           |
| [No. 59] 調査により必要な情報が適切に把握できている | ○           |
| [No. 60] 適切な調査が行える体制・方法をとっている  | ○           |



|   |
|---|
| <p><b>【コメント】</b><br/> アセスメント手法は、県で統一されたマニュアルやアセスメントシート等が用意されており、不明部分について調査を重ねる等により、必要な情報の把握に取り組んでいる。また、情報収集先の関係機関や地域ネットワークのさらなる構築にも力を入れている。</p> |
|---|

|                                       | 第三者<br>評価結果 |
|---------------------------------------|-------------|
| <b>【評価項目21】 アセスメントが適切に行われているか</b>     | a           |
| [No. 61] 多角的・重層的な診断を行っている             | ○           |
| [No. 62] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている    | ○           |
| [No. 63] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている   | ○           |
| [No. 64] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている | ○           |
| [No. 65] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている      | ○           |

|   |
|---|
| <p><b>【コメント】</b><br/> 各種アセスメントを用いたり、ジェノグラム作成等で、子どもを取り巻く現状の適正な把握に努めている。また、把握された情報からの見立てがより深められるように、定例の会議やミニカンファレンス等を適宜、開催しながら検討を重ねている。</p> |
|---|

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目22】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか</b> | a           |
| [No. 66] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている                       | ○           |
| [No. 67] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている                      | ○           |
| [No. 68] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている                    | ○           |
| [No. 69] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている                      | ○           |

|   |
|---|
| <p><b>【コメント】</b><br/> 特定妊婦については、要保護児童対策地域協議会を通して市町村とともに把握し、必要な対応に取り組んでいる。また、転居ケースは申し合わせのルールに基づき、適切な対応に努めるとともに、それぞれ個別記録に残している。</p> |
|---|

## ○援助方針の策定

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目23】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか   | b           |
| [No. 70] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている  | ○           |
| [No. 71] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている   | ○           |
| [No. 72] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている   | △           |
| [No. 73] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 援助方針会議は定例開催されており、一つひとつの事例について時間をかけて丁寧に進め、多角的・重層的な検討に努めている。ただし、担当職員による報告の仕方や会議にあげる情報の精査等については課題を認識している他、検討時期がずれる場合もあるため、引き続き、適切な頻度・タイミングで進められるように努めていくことが期待される。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目24】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか   | b           |
| [No. 74] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている   | △           |
| [No. 75] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している  | ○           |
| [No. 76] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している   | ○           |
| [No. 77] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている  | ○           |
| [No. 78] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている  | ○           |
| [No. 79] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている  | ○           |
| [No. 80] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 判断にあたり、関連する調査課や診断指導課、一時保護課の意見を確認しつつ、最適の方針決定となるように努めている。なお、施設入所措置を決定しても、県内で受け入れ可能な施設に空きがない状況が慢性化していることが、一時保護の長期化につながっていることは改善が急務である。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| <b>【評価項目25】 援助方針の内容は適切か</b>  | a           |
| [No. 81] 援助方針として定めるべき事項が記載されている  | ○           |
| [No. 82] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている   | ○           |
| [No. 83] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている                                       | ○           |
| [No. 84] 援助方針の策定・決定が適切に行われている  | ○           |
| <b>【コメント】</b>  |             |
| 判定会議の結果に沿う形で入所等の措置や家庭復帰に向けての指針を明確に定め、児童相談所と措置先や関係機関の役割分担をはじめ、具体的な援助内容を共有して進めるしくみが定着している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目26】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか</b>  | a           |
| [No. 85] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている  | ○           |
| [No. 86] 援助方針について、市区町村への説明を行っている  | ○           |
| [No. 87] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している  | ○           |
| [No. 88] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている  | ○           |
| [No. 89] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。   | ○           |
| <b>【コメント】</b>   |             |
| 市町村が関わるケースについては、個別支援会議の開催を依頼し、必要な情報を共有しながら進めている。なお、管内の市町村が17箇所と多い状況の中で、円滑な情報共有や意見交換が難しい場面がみられており、より効率的・効果的な連携がとれるよう、各市町村の担当者と認識の共有を図っていきたいと考えている。 |             |

| ○在宅指導  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| <b>【評価項目27】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか</b>   | b           |
| [No. 90] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている   | ○           |
| [No. 91] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している   | ○           |
| [No. 92] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている   | △           |
| <b>【コメント】</b>  |             |
| 在宅指導についての方針を明確に定めるとともに、支援経過を記録に残しながら継続的な取り組みを進めている。なお、方針を見直す際のプロセスにおいて、各担当の意見を書面で明確にする形になっていないことを課題と認識しているため、整備していくことが期待される。 |             |

| ○進行管理・援助方針等の見直し   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか   | a           |
| [No. 93] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている   | ○           |
| [No. 94] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| それぞれのケースについて、進行台帳をつけて現状を確認しつつ進めており、必要に応じて、医師や弁護士等、アドバイザー制度を活用しながら取り組んでいる。また、リスクが増大する可能性が高い場合には再アセスメント等を行い、方針の見直しを図っている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目29】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか                            | a           |
| [No. 95] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている                                  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 市町村に対して、一時保護となった場合に随時、情報を共有している。報告した事項を個別に記録に残し情報を管理しながら、必要に応じて、市町村に情報を伝えている。 |             |

| ○管轄する児童相談所の変更   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目30】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか  | a           |
| [No. 96] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている  | ○           |
| [No. 97] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| ケース移管については、全国の児童相談所で共通の申し合わせに基づき進めており、全国の情報共有システムと県の児童相談支援システムとが連動できるように改修を進め、より迅速に情報共有できる環境整備に取り組んでいる。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか</b>                      | a           |
| [No. 98] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている                                  | ○           |
| [No. 99] 移管までの援助が適切に行われている  | ○           |
| [No. 100] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している  | ○           |
| [No. 101] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている   | ○           |
| <b>【コメント】</b>   |             |
| 援助方針について、移管先の児童相談所との事前協議や移管までの援助、引き継ぎ等の一連の流れについては、申し合わせに基づき、適切な対応となるように取り組んでいる。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目32】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか</b>   | b           |
| [No. 102] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している  | ○           |
| [No. 103] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している   | ○           |
| [No. 104] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている  | △           |
| [No. 105] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている  | ○           |
| <b>【コメント】</b>   |             |
| ケース移管を受ける場合について、緊急度やリスクのアセスメントを行い、申し合わせの内容に基づき適切な対応となるように努めている。なお、移管手続き完了後の援助方針の見直しは、1か月後ではなく概ね3か月後までに行うことを原則とし、必要な支援となるように取り組んでいる。 |             |

#### 評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

##### ○援助方針の策定に関する調整

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| <b>【評価項目33】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか</b>   | b           |
| [No. 106] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である  | ○           |
| [No. 107] 措置先の選定は適切に行われている   | △           |
| [No. 108] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている   | ○           |
| <b>【コメント】</b>  |             |
| 家庭での養育が困難な子どもの援助方針は、判定会議前にカンファレンスを適宜開催し、調査や診断した結果を共有し援助方針を協議している。援助方針の前に、措置先は子どもや保護者等の意向を聞いて選定しているが、施設に空きがなく一時保護が長期化している。また、選定した施設の体制が変更になることがあり状況が把握しづらい。措置にあたり、措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関等との連携を図っている。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目34】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか   | b           |
| [No. 109] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている  | ○           |
| [No. 110] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している  | ○           |
| [No. 111] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている  | △           |
| 【コメント】   |             |
| 入所や委託の打診をする際は、施設等に児童記録票等を送付したり、直接説明に行く等の機会を設けている。子どもには施設職員との面会や施設見学を実施している。援助指針を施設へ送付しているが、自立支援計画の策定まで時間がかかってしまう。計画に沿った支援ができるよう、里親や施設等との協議・連携を行っている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目35】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか   | a           |
| [No. 112] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている   | ○           |
| [No. 113] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 措置決定後の子どもへの説明は、担当児童福祉司から安心、安定した生活ができることを伝えている。里親委託の際には、里親と関係機関の応援ミーティングを開催し、里親支援をする相談機関の里親専門員との顔合わせも行っている。また、子どもの状況を適宜確認して、子どもと支援者との関係が良好になるようフォローしている。 |             |

| ○社会的養護時における援助  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目36】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）   | a           |
| [No. 114] 子どもや支援の状況を定期的に把握している   | △           |
| [No. 115] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている  | ○           |
| [No. 116] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 里親や施設には夏休みを中心に訪問を実施し、子ども及び里親・施設職員と面接している。訪問等は必要に応じて実施しているが、高頻度には行えていないので意識していきたいとしている。里親や施設等からの相談等があった時は、適宜必要な助言等をしている。里親支援機関と定期的に会議を開き、支援状況を確認している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目37】 援助方針の見直しが適切に行われているか  | b           |
| [No. 117] 定期的に援助方針の見直しを行っている  | △           |
| [No. 118] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 援助方針を作成した際には、次回の再判定日を設定し、見直しを図っている。施設入所中の子どもで、家庭養護への移行が可能な子どもの検討を適宜行える仕組み作りを課題としている。施設担当福祉司がいないので、緊急ケースが優先となっている。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目38】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか   | b           |
| [No. 119] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている   | ○           |
| [No. 120] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている  | △           |
| 【コメント】   |             |
| 入所後は施設等が自立支援計画を策定して児童相談所が確認しているが、場合によっては施設訪問時に協力して自立支援計画を策定することもある。なお、施設のみ担当する職員がいないため見直しまでに時間がかかることもある。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目39】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか  | a           |
| [No. 121] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている   | ○           |
| [No. 122] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている   | ○           |
| [No. 123] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っているか   | ○           |
| [No. 124] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 面会・通信制限が必要なケースについては、子どもの安心、安全を守るために適切に対応しているが、制限の判断基準の明確化を図っていきたいとしている。面会・通信制限をしなかったケースでトラブルが発生したケースはなく、解除にあたっては、里親や施設等と協議して判断している。なお、接近禁止命令を発出したケースはない。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目40】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか  | a           |
| [No. 125] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている   | ○           |
| [No. 126] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている   | ○           |
| [No. 127] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 入所時に、「子どもの権利ノート」と「大切なお知らせ」を渡して、苦情や不満等の相談ができることを伝えている。施設での不適切な対応については、他児童相談所の措置の子どもも関係するため、児童相談所間での調整が必要となるため時間を要することもある。里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる時は、県の関係部所に連絡して、子どもの権利擁護に努めている。 |             |

| ○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長  | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目41】 一時帰宅における対応が適切に行われているか  | a           |
| [No. 128] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている  | ○           |
| [No. 129] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 一時帰宅のアセスメントは、全国所長会の申し合わせに則って行っている。また、家族関係支援アセスメントと担当児童福祉司が子どもの施設等での生活状況を確認して、一時帰宅の判断は所内会議の協議を経て決めている。一時帰宅後は、子どもから生活状況を聞いて、保護者の養育姿勢、環境を確認している。他自治体への一時帰宅を行う時は、必要に応じて双方の児童相談所で協議・情報共有を行っているが、申し合わせによる理解に差異があり、調整に時間がかかることもある。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目42】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか  | a           |
| [No. 130] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている  | ○           |
| [No. 131] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている   | ○           |
| [No. 132] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している  | ○           |
| [No. 133] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 一時保護や施設等入所中の子どもの状況等については、要対協や関係機関に対し報告し情報共有している。なお、措置後も要対協で情報共有しているが、市町村によって共有の方法に差異があり、対応の調整等に時間がかかりすぎることがあり、より効果的な情報共有の方法を模索している。措置や指導等の終結の際は、子どもや里親・施設等からの意見を聴いて、終結の理由を明確に説明し援助方針会議において総合的な視点から判断し決定している。 |             |



|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目43】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか  | a           |
| [No. 134] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している   | ○           |
| [No. 135] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 措置解除後の支援については、里親・施設等の意見を聴いて、子どもに負担のない段階的な移行となるよう配慮している。家庭復帰等のケースは、措置解除前に要対協のケース会議等で、市町村等の関係機関と役割分担して、措置解除後にも必要な支援が受けられるように取り組んでいるが、市町村によって相違が見られている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目44】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか   | a           |
| [No. 136] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている   | ○           |
| [No. 137] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている   | ○           |
| [No. 138] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 措置延長が必要な際には、子どもや保護者の意向を確認し、延長の必要性や対応の可否について施設の意見も聞いて援助方針会議で決定している。生活の見通しや措置解除時に、虐待の再発の可能性や課題、継続的に確認すべき事項等についても検討している。措置解除の一定期間、家庭訪問等を行って子どもの生活実態や適切な支援がされているかを確認している。また、ケースによって18歳以上の成年が社会的養護を解除された後に、支援できる相談機関につなげるよう対応している。 |             |

| ○児童自立生活援助等  | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目45】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか   | b           |
| [No. 139] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている  | ○           |
| [No. 140] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている  | △           |
| [No. 141] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 児童自立生活援助対象の子どもは、必要性を援助方針会議で検討、決定している。子どもの状況は、訪問または電話により確認し、子どもの状況に変化がある時等に、自立援助ホームから連絡を受けているが、定期的な状況確認までは緊急ケース対応に追われ手が回らない。解除については、子どもの意思確認と自立援助ホームの意見を踏まえ、解除理由を明確にして援助方針会議で判断している。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目46】 18歳以上の未成年に対しても、必要な支援等を行っているか  | a           |
| [No. 142] 18歳以上の未成年に対し、必要な支援等を行っている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 18歳以上の成年及び社会的養護を解除された成年が自立援助ホームの利用を希望した際は、自立へ向けての課題を検討し適切に対応できるよう相談体制をとっている。必要に応じ社会的養護自立支援事業を活用するために、アフターケア事業所と協力して支援を受けれるように対応している。 |             |

## 評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

### ○里親相談への対応・家庭養護の推進

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目47】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか  | b           |
| [No. 143] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる  | △           |
| [No. 144] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている  | ○           |
| [No. 145] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている  | ○           |
| [No. 146] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている  | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 家庭養護を推進するために、フォスタリング機関と連携して取り組んでいる。里親支援や研修はフォスタリング機関で実施し、定期的に委託支援会議を行い情報共有している。里親選定は、得られた情報を基に登録里親を確認し候補者を決めている。なお、未委託里親から聞き取りや意向調査も実施している。里親委託をさらに推進するために、里親委託推進委員会を設置することが必要としており、期待したい。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目48】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか  | a           |
| [No. 147] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 里親希望者には、児童福祉司が丁寧に面接を行うとともに、里親希望者へは、養育に必要な知識や施設実習等の研修を受講し、里親制度及び社会的養護について理解を促すように努めている。また、家庭状況、環境を訪問調査し、母子・里親部会に意見具申し、判断基準に沿って認定可否をしている。認定不可の際は、里親希望者にはその理由を説明している。なお、認定要件等が実情と合わなくなってきたことについて課題と認識している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目49】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか  | a           |
| [No. 148] 養子縁組の適切性について十分に判断している   | ○           |
| [No. 149] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている  | ○           |
| [No. 150] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている   | ○           |
| [No. 151] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 養子縁組にあたっては、子どもにとっての最善の利益を最優先に、里親の事情でなく養育環境、姿勢等で判断し、子どもの意思確認と実親に十分説明し同意を得て進めている。養子縁組希望者にも、子どもの健全育成が図られるよう十分に説明している。里親が他県へ転居した際は、転居先の児童相談所へ訪問調査等の依頼をして、里親と子どもの状況を確認し報告を受けている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目50】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか  | a           |
| [No. 152] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 養子縁組成立後は、6ヵ月は定期的に訪問をして様子を確認している。その後は相談等があれば対応している。今後、身近な地域の支援機関が関与できるよう、児童家庭支援センターに指導委託を検討している。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目51】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか   | a           |
| [No. 153] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている   | ○           |
| [No. 154] 民間あっせん機関が養子縁組を行うにあたり、必要な支援等を行っている  | ○           |
| [No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている  | ○           |
| [No. 156] 民間あっせん機関が事業を廃止しようとした場合に必要な対応を行っている   | —           |
| 【コメント】   |             |
| 民間あっせん機関による養子縁組については、養育者が同居児童の届け出を提出し、市町村から受けた県が児童相談所へ情報提供している。児童相談所では、担当児童福祉司を決めて訪問調査をし養育状況を確認している。その他に、家庭裁判所からの交流調査要請があった時に対応している。民間あっせん機関が養子縁組した子どもとの関りは、養親から相談があった時に対応している。民間あっせん機関が事業廃止をした例はなく、所管は児童相談所ではなく県の該当部所が担当している。 |             |

| 評価項目 (5項目) VI 家族とのかかわり・家族への支援   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目52】 保護者への向き合い方は適切であるか  | a           |
| [No. 157] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている   | ○           |
| 【コメント】<br>所内外研修を通じて専門的な技能やスキルアップを図っている。様々な困難事例があるため、スキルアップの機会を増やし、技能をあげていくことが必要で、対応できる職員を増やすことが必要と認識している。 |             |

| ○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取   | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目53】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか   | a           |
| [No. 158] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている  | ○           |
| [No. 159] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している  | ○           |
| [No. 160] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている   | ○           |
| [No. 161] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている   | ○           |
| 【コメント】<br>保護者への説明は、白板を使う等でわかりやすいように工夫している。ケースによっては、サインズオブセイフティアプローチの手法を用いて対応している。また、日本語がわからない保護者には、通訳を通して理解してもらえるように努めている。また、一時保護の際に、保護者に分かりやすく説明するための資料を用意している。援助過程や援助方針決定前等に、保護者からの意向や意見を聴いている。なお、様々な保護者がいるため、職員のスキルアップと対応力向上が必要と認識している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目54】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか   | a           |
| [No. 162] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている   | ○           |
| [No. 163] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている  | ○           |
| 【コメント】<br>施設入所等の保護者の同意が必要な際には、理由を説明して保護者が理解できるように努めている。施設等の入所に保護者の同意が得られないケースや児童福祉司指導に不服申し立てをしているケース等は、児童福祉審議会に意見具申をしている。 |             |

| ○保護者に対する指導・支援  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目55】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか   | a           |
| [No. 164] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している   | ○           |
| [No. 165] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている   | ○           |
| 【コメント】<br>子どもが在宅で保護者に必要な支援をするケースは、児童福祉司指導または継続指導として計画的に家庭訪問や通所指導等を実施している。保護者が指導・勧告に従わない時は、必要な措置を援助方針会議で判断し決定している。また、子どもの心身の安全や適切な養育環境を確保する必要がある際には、一時保護等の措置を講じて子どもの福祉を守っている。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目56】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか   | b           |
| [No. 166] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している  | △           |
| [No. 167] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている  | △           |
| 【コメント】   |             |
| 親子の再構築に向けては、「千葉県子ども虐待対応マニュアル」に沿って支援計画を作成している。施設のみを担当する職員がいないため、緊急ケース対応が優先となり定期的な見直しまで手が回らない状況がうかがえる。専任で家庭調整をする家庭支援専門相談員等の配置に期待したい。 |             |

## 評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

### ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目57】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか   | a           |
| [No. 168] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている   | ○           |
| [No. 169] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 6市10町1村と広域な地域を担当し、丁寧に対応することを心がけている。管対協を実施して、課長級や実務者級での協議を行っている。主管課長会議にてマニュアル等の共有をし、管内の警察とも連絡会を実施して連携を図っている。なお、市町村の担当職員が変わっても共有できる仕組み作りが必要と認識している。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目58】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか   | a           |
| [No. 170] 役割分担や連携方法等について協議を行っている  | ○           |
| [No. 171] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 管対協を計画し開催し連携強化を図っている。市町村の要対協実務者会議が効果的に運営できるよう出向いて助言をしている。各市町村の規模が小さいため、児童家庭支援センターや中核地域支援センターを利用した連携の仕組み作りを図っていきたいとしている。 |             |

### ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目59】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか   | a           |
| [No. 172] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している   | ○           |
| [No. 173] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 市町村からの事案送致の相談・依頼については、迅速かつ適切に対応している。市町村の望む対応が難しい場合に、その理由を明示し何をすればよいかを具体的に説明している。また、市町村が児童相談所からの助言や同行訪問、会議開催を求める時は援助依頼をもらっている。日常的な相談等は児童相談員が助言をすることもあるが、市町村対応の専任がおらず対応する職員が不足している。市町村担当児童福祉司の配置を望みたい。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| 【評価項目60】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか  | a           |
| [No. 174] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている  | ○           |
| [No. 175] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している   | ○           |
| [No. 176] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している  | ○           |
| [No. 177] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている   | ○           |
| 【コメント】   |             |
| 市町村が行う相談対応・調査・指導において、児童相談所は要対協実務者会議や個別ケース会議等で助言している。専門的な知識や技術に関する支援は、弁護士相談等を活用している。市町村の相談・対応機能を強化するために、管対協を実施している。 |             |

| ○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援  | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目61】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか  | a           |
| [No. 178] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している  | ○           |
| [No. 179] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている   | ○           |
| [No. 180] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている  | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 地域のネットワークを構築し、支援力の向上のために要対協があり、児童相談所はその目標のために中核となる役割を認識している。個別に要対協で使用するシート作成の助言等を行っている。まだ実務者会議を実施できていない市町村があり助言をしている。なお、会議を開催している市町村でも開催回数が少なかったりリストが未整備であったりするため、適宜助言が必要としている。 |             |

|   | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目62】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか</b>   | a           |
| [No. 181]適切な内容・頻度で研修を実施している   | ○           |
| [No. 182]研修以外の資質向上の取り組みを行っている   | ○           |
| <b>【コメント】</b>   |             |
| 要対協では、支援力向上等の研修を児童相談所が行っている。県で実施している市町村向けの研修では、講師等で資質の向上を図っている。民生委員や児童家庭支援センター等からの研修依頼が合った際は、講師として出向いている。 |             |

| ○都道府県児童福祉審議会との連携  | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| <b>【評価項目63】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか</b>   | a           |
| [No. 183]必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している  | ○           |
| [No. 184]児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている   | ○           |
| [No. 185]子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている  | ○           |
| <b>【コメント】</b>   |             |
| 保護者から施設入所の同意がもらえないケースや児童福祉司指導に不服を申し立てているケース等は、児童福祉審議会からの意見具申している。児童福祉審議会に意見を求める際には、子どもや保護者等に対して説明し、審議結果については保護者に説明している。 |             |

|  | 第三者<br>評価結果 |
|--|-------------|
| <b>【評価項目64】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか</b>                    | a           |
| [No. 186]児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている                           | ○           |
| <b>【コメント】</b>  |             |
| 児童福祉審議会に対して報告が必要なケースは明確になっており、該当するケースについては、児童福祉審議会に報告している。 |             |

| ○家庭、地域に対する援助に関する事項  | 第三者<br>評価結果 |
|---|-------------|
| 【評価項目65】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか  | a           |
| [No. 187] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる  | △           |
| [No. 188] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている   | △           |
| [No. 189] 巡回相談が適切に行われている  | —           |
| [No. 190] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している  | ○           |
| [No. 191] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている   | ○           |
| 【コメント】  |             |
| 家庭や地域への支援の児童相談所の役割は、子どもが安心、安全に生活できるように、継続指導又は児童福祉司指導で関わっている。ひきこもり等の状態にある子どもの相談は少なく、民間機関等に対応することが多い。障害児支援は市町村と連携し適切に対応している。療育手帳にかかわる判定事務等も適切に実施している。なお、巡回相談は実施していない。 |             |